

中心市街地の活性化に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

平成26年2月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。そこで、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設
- ② 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設

2. 法律改正の概要

(1) 民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設

- ① 中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設。
- ② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。
 - 認定された民間事業者に市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施。
 - 地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化（説明会開催義務の免除等）。

※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。

- ・認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付。
- ・建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用。
- ・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施。

(2) 中心市街地の活性化を図る措置を拡充

- ① 中心市街地の商業の活性化に資する事業を認定する制度を創設。
 - 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）を、経済産業大臣が認定する制度を創設。

- 認定を受けた事業に対し、以下の支援策を講じる。
 - ・中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施。
 - ・中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を3億円超に引き上げ、出資対象を拡大する。
- ② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設
 - オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設。
 - それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設。
- ③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設。

3. 施行期日

公布から3ヶ月以内の政令で定める日